

執行機関の附属機関等の委員への就任を制限する決議

長などの執行機関は、その機関の事務について審査又は調査等を求めるため審議会等の附属機関等を設置しており、我々議会議員も現在この委員として就任しているところである。しかし、附属機関等は、とりもなおさず執行機関の諮問的な性格を持つため政策立案の過程に参加することになり、執行機関の執行機能の一部をなすものであるので、執行機関と議決機関の機能及び権限の分立の趣旨から鑑みれば、適当ではない。

よって、栄町議会は、本来の議決機関としての使命を全うすべく、議会議員の附属機関等の委員への就任を下記のとおり制限する。

記

1. 本決議の対象とする附属機関等は次のとおりとする。
 - 1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関
 - 2) 規則及び要綱等の規程により設置されている、1)に類する合議制機関
 - 3) 地方自治法第174条に規定する専門委員
 - 4) 3)に類する委員
2. 我々栄町議会議員は、本決議にしたがって、前項の附属機関等の委員に就任しないものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情があると議長が認めたときは、この限りでない。
3. 本決議の際、既に1項の附属機関等の委員に就任している場合にあっては、その任期の満了後において前項を適用するものとする。
4. 本決議後、附属機関等の委員への就任について、法令等の改正その他の疑義が生じた場合には、議長が議会運営委員会に諮って決定するものとする。
5. 本決議にあたり、この実効性を確保するため、附属機関等の委員選任への配慮及び現行条例等の改正等について、執行機関に対し協力を求めるものとする。

以上決議する。

平成14年12月10日

千葉県印旛郡栄町議会

参考資料

1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関

1. 栄町行政改革委員会
2. 栄町総合計画審議会
3. 栄町情報公開審査会
4. 栄町吏員懲戒審査委員会
5. 衛生委員会
6. 栄町特別職報酬等審議会
7. 栄町防災会議
8. 栄町特別土地保有税審議会
9. 栄町廃棄物減量等推進審議会
10. 栄町環境審議会
11. 栄町都市計画審議会
12. 栄町民生委員推薦会
13. 栄町交通安全対策会議
14. 栄町予防接種健康被害調査委員会
15. 栄町介護認定審査会
16. 栄町国民健康保険運営審議会
17. 栄町住居表示審議会
18. 栄町町史編さん委員会
19. 栄町文化財審議会
20. 栄町通学区域審議会
21. 栄町学校給食センター運営協議会
22. 栄町青少年問題協議会
23. ふれあいプラザさかえ運営協議会
24. 栄町公民館運営審議会
25. 栄町消防委員会
26. 栄町個人情報保護審議会
27. 栄町下水道事業運営審議会

(今後設置)

28. (仮) 栄町補助金等審査会

2) 規則及び要綱等の規定により設置されている、1) に類する合議制機関

1. 栄町補助金等検討委員会
2. 安食駅整備検討委員会
3. 栄町用地取得処分等協議会
4. 栄町農業振興地域整備促進協議会
5. 栄町農業経営・生産対策推進会議
6. 栄町特別融資制度推進会議
7. 栄町高齢者サービス計画調整会議
8. 栄町高齢者サービス調整チーム
9. 栄町健康づくり推進協議会
10. 栄町在宅介護支援センター運営協議会
11. 栄町住民活動支援指針策定懇談会
12. 栄町心身障害児就学指導委員会
13. 栄町学校給食改善委員会
14. ワークショップ

(今後設置)

15. 栄町標準小作料協議会

3) 地方自治法第174条に規定する専門委員

1. 栄町地区保健推進員
2. 栄町老人ホーム入所判定委員
3. 栄町介護相談員
4. 栄町消費生活相談員
5. 栄町学校評議員
6. 栄町教育相談員
7. 栄町社会教育委員
8. 栄町社会教育指導員
9. 栄町体育指導委員

4) 3) に類する委員

1. 栄町消費生活モニター
2. 栄町水田農業推進員
3. 栄町廃棄物減量推進員
4. 栄町不法投棄監視員
5. 広報モニター